

令和7年度入学者選抜 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立光南高等学校

〒969-0227 福島県西白河郡矢吹町田町 532 番地

電話 (0248) 42-2205

1 アドミッション・ポリシー

単位制総合学科である光南高校に学ぶ意義を十分に理解し、常に理想を追求し日々自らを高め、自立性のある自己の確立に努めるとともに、「他」との深い関わりあいの中での自己の存在を認識し、自らの信念のもと主体的に学び生きる「個」の完成を目指す生徒を求めています。

2 出願資格

次の(1)又は(2)の出願資格を有する者で、さらに(3)の条件を満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3) 条件

① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和7年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和7年2月1日現在、帰国後6年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

3 実施学科

全日制の課程 総合学科

4 募集定員

若干名

5 出願期間

受付期間は、令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

なお、調査書の提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ### (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ### (3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。
- ### (4) 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。 ◇外国人生徒・・・市町村長が発行する「住民票の写し」 ◇海外帰国生徒・・・海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
- ### (5) 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（県教育委員会所定の様式）
- ### (6) その他本校校長が必要とする書類

7 願 書 受 付

- (1) 出願書類を提出した者に対し、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合や、所定の手続きを経ずに出願がなされた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

8 入 学 者 選 抜

調査書、作文、面接及び基礎学力検査を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調 査 書

志願者についての客観的かつ公正な資料とする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の第1学年から第3学年の評定の合計に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。

- (2) 調査書の「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については点数化し、55点満点とする。
 (3) 調査書は、上記(1)、(2)の合計の250点満点とする。

作文

与えられたテーマについて、600字以内で自分の考えや感想を日本語で述べる作文(50分)を実施する。
 作文は点数化し、30点満点とする。

面接

個人面接を実施する。日本語による面接とし、学びに向かう力や自己を表現する力を見る。
 面接は点数化し、30点満点とする。

基礎学力検査

数学(25分)及び英語(25分)の基礎学力を問う学力検査を実施する。
 各教科30点満点とし、合計60点満点とする。

9 作文、面接及び基礎学力検査の日時及び会場等

- (1) 日時 **令和7年3月5日(水)午前9時～**
 <受付> 午前7時50分から 8時15分
 <点呼> 午前8時20分より
 <検査> 午前9時00分から 9時50分 基礎学力検査(数学・英語)
 10時10分から 11時00分 作文
 11時20分以降 個人面接(1人20分程度)

- (2) 会場 **本校教室等**

- (3) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
 (ただし、下敷、分度器は使用できない。)

また、以下のものは持ち込まないこと。

- ① 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類
- ② 通信機能・計算機能・文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計(学力検査場には時計が設置してあります。)
- ③ 辺の長さの比や角の大きさが記された三角定規、分度器機能を有する定規
- ④ 英語のことわざが書いてある鉛筆等

10 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 追検査等の実施

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、追検査等の受験資格がある志願者がいる場合には、追検査等を実施する。手続き等については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

- (1) 日時 **令和7年3月11日(火)午前9時～**
 <受付> 午前7時50分から 8時15分
 <点呼> 午前8時20分より
 <検査> 午前9時00分から 9時50分 基礎学力検査(数学・英語)
 10時05分から 10時55分 作文
 11時10分以降 個人面接(1人20分程度)

- (2) その他

上記(1)以外については、本要項の8～10と同じとする。

12 その他

本要項に記載のないものについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。